

こ成事第 350 号
令和 6 年 3 月 30 日
第一次改正 こ成事第 438 号
令和 6 年 4 月 26 日
第二次改正 こ成事第 187 号
令和 7 年 4 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

記

1 事業の種類

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (4) 多様な保育研修事業
- (5) 放課後児童支援員等研修事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業

2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱（別添1）
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（別添2）
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（別添3）
- (4) 多様な保育研修事業実施要綱（別添4）
- (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱（別添5）
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業実施要綱（別添6）
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱（別添7）

IV 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業

1 趣旨・目的

児童福祉法（法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「拠点」という。）に従事する職員等に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより拠点従事職員等の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、実施主体が研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

3 対象者

(1) 子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」により実施する子育て支援員研修事業のうち「地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）」の研修を終了した者

(2) 上記に関わらず拠点に3年以上従事した者

4 研修内容

拠点従事職員等の資質向上を図るために必要な知識、技術の習得のための専門的な研修、及び拠点における課題や事例を共有するための実務的な研修を実施する。

(1) 資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修の実施に当たっては、専門的な知識・技術が求められるものをテーマとすること。

<主な具体例>

- 地域における拠点の役割と運営主体における責務
- 個人情報取り扱いとプライバシー保護
- 利用親子の交流促進
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 利用者との円滑な関わり
 - ・ 利用者との連携と支援の方法
 - ・ 家庭における養育状況の理解
 - ・ 家庭における虐待への対応
- 安全指導と安全管理、危機管理
 - ・ 救急措置と救急対応（実技研修）

- ・ 防火、防災、防犯の計画と対応
- ・ 事故、けがの予防と事後対応等
- ・ アレルギーの理解と対応 など

(2) 拠点における課題や事例を共有するための実務的な研修の実施に当たっては、多くの拠点で共通の課題となっている事例や解決に向けた技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。

<主な具体例>

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 利用親子の情報の共有方法の工夫
- 相談記録簿（支援リスト）等に関する記録の書き方と工夫
- 地域子育て支援拠点で併せて実施されている他の子育て支援事業との実践事例
- 地域の子育て支援関係機関との連携事例 など

5 留意事項

- (1) 拠点における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う拠点従事職員等の資質の向上に努めること。
- (2) 受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮すること。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

7 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。